

## 重要事項の説明について

bit-drive IP通信網サービスのご利用にあたっては、この「重要事項に関する説明について」「個人情報の利用目的に関するご通知、同意事項について」の内容を十分にご理解の上、お申込みください。

■ サービス名称と契約約款の上の標記は以下の通りです。

(1) 第1種 IP 通信網サービス

細目	細目		サービス名称	プランとIPアドレス数	
光アクセス	タイプ1	プラン1	ファイバーリンク premium	プラン1	1個
	タイプ2	プラン2	ファイバーリンク pro	プラン2	8個
	タイプ3	プラン3	ファイバーリンク light	プラン3	16個
DSL サービス	タイプ1	プラン4	ADSLlight フレッツタイプ	プラン4	32個
	タイプ2	プラン5	ADSLlight フレッツタイプ(ビジネスタイプ対応)	プラン5	64個

(2) 第2種 IP 通信網サービス

細目	品目	タイプ	プラン	サービス名称
光アクセス	10Mbit/s	タイプ1	プラン1	ファイバーアクセス 10M pro IP1
			プラン2	ファイバーアクセス 10M pro IP8
			プラン3	ファイバーアクセス 10M pro IP16
		タイプ2	プラン1	ファイバーアクセス 10M light IP1
DSL アクセス	12Mbit/s	タイプ1	プラン1	ADSL 12M light IP1
			プラン2	ADSL 12M pro IP8
		タイプ2	プラン3	ADSL 12M pro IP16
			プラン4	ADSL 12Mpro IP32

注)DSL アクセスの品目は「DSL 回線の終端への伝送方法と他の伝送方法の符号伝送の最大速度が異なるもの」となります。

■ 提供主体の名称

ソニービジネスソリューション株式会社
--------------------

注)ソニービジネスソリューション株式会社の組織変更により、名称が変更となる場合があります。

■ 品質

bit-drive が提供する回線の品質を以下に規定します。

- (1) bit-drive の回線サービスは、ベストエフォートによるインターネット接続です。
- (2) ネットワーク工事等により通信が切断されることがあり、インターネットへの接続を常時保証、確保するサービスではありません。
- (3) ネットワークを複数のお客様で共有するサービスであることから品質についてはネットワークの混雑状況により低下する場合があります。一部の回線のご利用状況により、他の大多数の通信が著しくふくそうしたとき、又はその恐れがあるとき、当社はそのふくそうを起こす原因となった回線の通信を制限、停止することがあります。
- (4) IP アドレスを1個のみ割当てするメニューにつきましては、当社より割当てさせていただく IP アドレスにて DNS サーバを設置することはできません。
- (5) サービスの変更、お客様の住所変更によりIPアドレスが変更になることがあります。
- (6) ネットワークの計画メンテナンス工事等につきましては、可能な限り夜間等を実施しますが、やむを得ない場合は平日の昼間に行うことがあります。また、DSL協力事業者、フレッツの提供区間についてはその事業者が定める規定等によります。
- (7) NTT東西会社が提供するBフレッツ回線をご利用の場合。

本サービスはアクセスラインにNTT東西会社の提供する「Bフレッツ」を使用しているため、表示速度については「Bフレッツ」規格上の最高速度です。

- (8) NTT東西会社/イー・アクセス株式会社が提供するDSL回線をご利用の場合表示速度はそれぞれの会社が提供する「フレッツADSL」「xDSL」サービスの規格上の最高速度です。お客様からNTTビルまでの距離、ケーブルの品質、環境などにより規格通りの速度が出ないことがあります。

■ 保守上の対応についてのご注意

(1) フレッツ回線の計画工事情報の取り扱いについて

NTT 東西が提供するフレッツ回線(B フレッツ、フレッツ ADSL など)につきましては、お客様と NTT 東西との契約になっておりますので、ご契約のフレッツ回線に関する計画工事情報は、NTT 東西へ直接お問い合わせいただくか、NTT 東西の Web サイトをご参照ください。障害のご申告を当社にいただいた際は、切り分けのサポート、ならびに当社が知りうる範囲内でのフレッツ障害情報はお伝え可能ですが、お客様個別のフレッツ回線に関して当社から NTT へ障害対応依頼は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

## (2) イー・アクセスによる宅内診断について

当社がDSLモデムを設置(DSL回線開通)したとき、あるいは開通後のサービス提供中に、外来ノイズ等の影響によりお客様の望む回線品質(速度、安定性など)が確保できない場合があります。この場合、お客様のご要望により、イー・アクセスによるお客様宅内での診断・調整を行います。

診断・調整の結果、問題のあった箇所によっては、以下のお客様側での費用負担が発生します。

・イー・アクセス/bit-drive 区間(モデム、局側収容設備など)、あるいはNTT区間(電話線路の外線区間など)に故障や断線の問題があり、その改善を目的とした調整・交換を行った場合は無料となります。

・お客様 LAN 環境、お客様によるモデム設定ミス、NTT 外線区間への外部からのノイズの影響など DSL 特有の問題、ビルのMDFから端末までの宅内配線区間に問題があることが判明した場合は、全額お客様の負担となります。なお、宅内配線区間が原因の場合、イー・アクセスが、暫定処置を施すことがありますが、恒久的な対策は、お客様手配をお願いします。bit-drive 経由で手配する場合は、別途費用がかかります。

宅内問診料金 : ¥21,000(平日日中帯)、¥31,000(夜間休日)

・診断の結果、NTTによる回線収容替え、ブリッジタップ外し、保安器の交換等の対応を行う場合は、別途費用が発生いたします。この対応は電話回線の故障でない限り、平日の日中帯対応となります。なお、この対応は速度改善を保障するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

## ■ 最低利用期間

ファイバーリンク、ADSL light フレッツタイプ	提供を開始した日から起算して1ヶ月間
ファイバーアクセス 10M pro/light	提供を開始した日から起算して12ヶ月間
上記以外のDSLサービス	提供を開始した日から起算して3ヶ月間

## ■ ADSLモデムの貸与について

フレッツADSLを除くDSLサービス(イー・アクセス株式会社を端末回線として利用するサービス)の端末設備については、DSL協力事業者から直接レンタルされます。(当事業部にて設置、料金の回収を行います。)モデムの返却、破損時の損害賠償などはDSL協力事業者の指示に従っていただきます。

## ■ 利用中止

当事業部は、次の場合には、IP通信網サービスの利用を中止することがあります。その場合、あらかじめそのことをIP通信網契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- (1) 当事業部の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 一部の回線による利用により、他の回線の通信が著しくふくそうしたとき、又はその恐れがあるとき、当事業部はそのふくそうを起す原因となった回線の通信を制限、または提供を中止することがあります
- (3) 契約約款第53条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。

## ■ 契約の解除

当事業部は、IP通信網契約者が次のいずれかに該当する場合は、そのIP通信網サービスの利用を停止、契約の解除することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき又はその恐れがあると当事業部が判断したとき。
- (2) 契約約款第70条(利用に係るIP通信網契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (3) 当事業部の承諾を得ずに、利用回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当事業部以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当事業部の設置する電気通信回線を接続したとき。
- (4) 利用回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当事業部の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を利用回線等から取り外さなかったとき。
- (5) その他、契約約款の規定に反する行為であって、IP通信網サービスに関する当事業部の業務遂行、電気通信設備又は施設に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- (6) IP通信網契約者が送信した電子メール(当事業部以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。)について、電気通信事業者その他第三者から異議申立てがあり、そのIP通信網契約者の電子メールの転送を継続して行うことがIP通信網サービスの提供に重大な支障を及ぼすと当事業部が認めるとき

## ■ 契約者の義務

IP通信網契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がIP通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通

信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
  - (3) IP通信網サービスに関する当社の業務の遂行上支障がないと、当社が認めた場合を除いて、その利用回線等に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
  - (4) 当社がIP通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
  - (5) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、IP通信網サービスを利用しないこと。
- なお、次項に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。
- (6) 当社がIP通信網契約に基づき設置した電気通信設備を用いて前各号に定める禁止行為を他人に行わせないこと。
  - (7) 契約者は、前項の規定に違反してその利用回線等を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

#### ■ IP通信網サービスにおける禁止事項

- (1) 第三者又は当事業部の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (2) 第三者又は当事業部の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (3) 第三者又は当事業部を差別もしくは誹謗中傷し、又は名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為、又は結びつくおそれのある行為。
- (5) 猥褻、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信・掲載する行為。
- (6) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- (7) 事実と反する情報を送信・掲載する行為、又は情報を改ざん・消去する行為。
- (8) 第三者又は当事業部が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為。
- (9) 受信者の同意を得ることなく、不特定多数の者に対し、広告宣伝、勧誘を目的とするメールを送信する行為。
- (10) 前号に掲げる禁止行為を行うための手段として、架空メールアドレスに宛てたメールの送信をする行為。
- (11) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメール(嫌がらせメール、迷惑メール)を送信する行為。
- (12) コンピューターウイルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、又はそれらを支援、宣伝もしくは推奨する行為。
- (13) 他人になりすましてIP通信網サービスを利用する行為(偽装のためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含む)。
- (14) 受信者の同意を得ることなく、不特定多数の者に対し、広告宣伝、勧誘を目的として送信されたメール(本号においてはIP通信網サービスを利用して送信されたか否かを問わないものとします。)の受信者を特定のURL又は特定のサービスに導く目的で当事業部のIP通信網サービスを利用し、当事業部の社会的信用を毀損する行為。(IP通信網サービスが当事業部の社会的信用を毀損する態様で利用されている旨の通知を当事業部から受けたにも拘わらず、IP通信網契約者が、同契約者にとって可能な是正措置を正当な理由なくして相当な期間内に講じることを怠った場合を含みます。)
- (15) 平均的な利用を著しく上回る大量の通信量(トラフィック)を発生させ、当事業部あるいは第三者のネットワークに過大な負荷を与えること。
- (16) 前各号に定める行為を助長する行為。
- (17) 前各号に該当する虞があると当事業部が判断する行為。
- (18) その他、第三者又は当事業部の権利を侵害すると当事業部が判断した行為。

#### ■ 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、地位を継承した者(相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割後の承継会社)は、当事業部所定の書面にこれを証明する書類を添えて当事業部に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、すみやかに契約当事者を1名にしぼったうえで、当事業部に届け出ていただきます。
- (3) 当事業部は、前項の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

#### ■ 料金の請求、支払方法及び支払期限

料金及び工事に関する費用について、当事業部が定める期日までに、支払っていただきます。料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

- (1) 当事業部は債権を株式会社ソニーファイナンスインターナショナルに譲渡します。請求はソニーファイナンスインターナショナルが行います。お客様は株式会社ソニーファイナンスインターナショナルが指定する方法にてお支払いください。
- (2) 利用者による、利用の一時中断の場合はその期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (3) 利用停止の場合はその期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (4) お客様の責めによらない理由により、サービスがまったく利用できない状態(但し、DSLに起因する事象に該当する場合は除きます。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき、料金の支払いを要しません。(料金を返還します。)返還する金額はそのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍する部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料です。ただし、フレッツ網等bit-driveネットワーク以外の区間が障害となった場合は支払いを要します。

#### ■ 損害賠償

- (1) 当事業部は、当事業部の原因により本サービスを提供しなかった場合は、当事業部が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が

連続したときに限り、契約者の損害を賠償します。

- (2) 損害賠償の額は、サービスが利用できなかった状態を当事業部が知った時刻以降24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの料金の合計額に限って損害を賠償します。

(詳しくはIP通信網サービス契約約款第67条を参照ください)

#### ■ 免責

- (1) 当事業部は、利用回線等の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、IP通信網契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- (2) 当事業部は、この契約約款等の変更により、お客様の設備に改造又は変更を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

#### ■ 契約約款

IP通信網サービス契約約款及び改定に関するお知らせは、当事業部のホームページに掲載します。

URL:<http://www.bit-drive.ne.jp>